

## 個別具体的な取組の検討事項

(平成 18 年 2 月 10 日追加検討要請事項) について

登記・供託関係	p. 1
国有財産管理関係	p. 2
官庁営繕関係	p. 3
国土地理院関係	p. 4
自動車登録関係	p. 5
気象庁関係	p. 6
(参考)ハローワーク・労働保険(労災)関係	p. 7

(注) 2 月 10 日追加検討要請事項のうち、「労働保険(労災)関係」については、1 月 6 日検討要請事項の「ハローワーク関係」と合わせて検討することとした。(本資料 p 7 参考を参照)

(注) 上記 7 事項については、平成 18 年 2 月 10 日の閣僚懇談会で中馬行政改革担当大臣から各閣僚に追加検討要請がなされた。これを受けて、同日内閣官房行政改革推進事務局から関係府省に対し、それぞれの「定員純減に向けた検討の方向」を示し、それに沿って抜本的な体制の見直しを検討し、見直し結果については、その考え方、根拠とするデータ等とともに 3 月 20 日を目途に報告するよう求めた。その際、以下の点について付言している。

見直しは、真に国が自ら実施する必要がある業務かどうか、仮に国が直接実施する必要があるとする場合には、それに必要な最小限の体制(定員)は何かについて行うこと。

職員の雇用の確保については、政府全体としての新規採用抑制、配置転換を実施することとし、平成 18 年度以降の新規採用抑制、配置転換の枠組みを本年 3 月中下旬までに行政改革推進事務局から示すこととしており、検討に当たっては、この点については考慮する必要はないこと。

別紙の検討の方向以外についても、定員の大幅な純減に資する抜本的な見直しの方向があれば、あわせて検討すること。

## 登記・供託関係（法務省）

### 【事業概要】

不動産登記等の審査、登記情報の管理。供託の審査、供託金等の管理

### 【行政改革の重要方針等における政府方針の要点】（参考）

「行政改革の重要方針」の「総人件費改革の実行計画」

包括的・抜本的な民間委託等（規制改革・民間開放推進会議で民間開放が検討されている業務として）

非公務員型独立行政法人化等（行政改革会議において独立行政法人化の検討対象となった分野として）

「行政改革の重要方針」の「特別会計改革」

真に必要な事業にスリム化し、登記所備付地図の整備の財源確保を前提に平成 22 年度末をもって一般会計への統合

「規制改革・民間開放推進 3 か年計画（改定）」

登記事務の民間開放に関し検討

### 【関係定員等】（参考）

登記：9,982人、供託：271人

（平成 17 年度の法務局等の関係定員）

### 【定員純減に向けた検討の方向】

#### （1）登記

平成 22 年度末の登記特別会計の一般会計への統合に向けて、真に必要な業務にスリム化し、そのために必要な要員規模に縮減すること。その際、真に国家公務員をもって充てるべき業務とそれ以外とを精査し、後者については非公務員型独立行政法人化も含めて組織の在り方を検討すること。また、スリム化に当たっては、オンライン申請の普及率が上がるよう、システムの改良を含め所要の検討を行うこと。

民間委託を行う業務の範囲を拡大すること。また、民間委託の対象範囲に含まれる業務については、全国の官署においてもれなく民間委託を実施すること。

#### （2）供託

真に国家公務員をもって充てるべき業務とそれ以外とを精査し、後者については非公務員型独立行政法人化も含めて組織の在り方を検討すること。

民間委託を行う業務の範囲を拡大すること。また、民間委託の対象範囲に含まれる業務については、全国の官署においてもれなく民間委託を実施すること。

## 国有財産管理関係（財務省）

### 【事業概要】

行政財産の総合的な調整、普通財産の管理・処分、公務員宿舍の設置・管理

### 【行政改革の重要方針等における政府方針の要点】（参考）

「行政改革の重要方針」の「総人件費改革の実行計画」

包括的・抜本的な民間委託等（規制改革・民間開放推進会議で民間開放が検討されている業務として）

非公務員型独立行政法人化等（行政改革会議において独立行政法人化の検討対象となった分野として）

「規制改革・民間開放推進3か年計画（改定）」

庁舎・宿舍の維持管理について民間開放を推進

### 【関係定員等】（参考）

1,777人

（平成17年度末の地方支分部局である財務局・財務事務所等（管財部門）の定員）

### 【定員純減に向けた検討の方向】

以下の観点から、体制の抜本的な見直しを行うこと。仮に、困難なものがある場合には、真に国家公務員をもって充てるべき業務とそれ以外とを精査し、後者の業務を特定するとともに、最低限必要な人員の規模を明らかにすること。

- 国有財産の有効利用・高度利用を促進するため、行政財産及び普通財産の管理並びに国家公務員宿舍の設置・管理に関する業務の全てを対象に、包括的な民間委託の実施又は非公務員型独立行政法人へ移行すること。
- 国有財産の有効利用・高度利用を促進するため、行政財産の使用調整業務について、定型的な業務を洗い出して、包括的な民間委託の実施又は非公務員型独立行政法人へ移行すること。
- 民間のノウハウ・活力を活かした資産売却を促進するため、普通財産の処分（売却）に関する業務の全てを対象に、包括的な民間委託の実施又は非公務員型独立行政法人へ移行すること。

関係法令の規定により、国自ら行わなければならない契約、入札等の事務については、民間委託推進の障害となることから、関係法令の改正も検討すること。

## 官庁営繕関係（国土交通省）

### 【事業概要】

官公庁施設の整備、官公庁施設に関する基準の設定・指導監督等

### 【行政改革の重要方針等における政府方針の要点】（参考）

「行政改革の重要方針」の「総人件費改革の実行計画」

非公務員型独立行政法人化等（行政改革会議において独立行政法人化の検討対象となった分野として）

### 【関係定員等】（参考）

1,194人

（平成18年1月1日現在の国土交通省の官庁営繕関係の現在員）

### 【定員純減に向けた検討の方向】

官庁営繕部の業務について、真に国家公務員をもって充てるべき業務とそれ以外とを精査し、後者については非公務員型独立行政法人へ移行すること。

官庁営繕部は全国に約1,200人の定員を抱えているが、以下の観点から業務の実施体制を抜本的に見直し、定員の純減を図ること。

- 国の建築物の保全の適正を図る業務は一義的に施設管理者が実施すべきことを徹底し、指導業務を行う体制と定員を見直すこと。
- 民間委託を行う業務の範囲を拡大すること。また、民間委託の対象範囲に含まれる業務については、全国の官署においてもれなく民間委託を実施すること。

## 国土地理院関係（国土交通省）

### 【事業概要】

測量法等に基づき国が行う土地の測量、地図の調製等

### 【行政改革の重要方針等における政府方針の要点】（参考）

「行政改革の重要方針」の「総人件費改革の実行計画」

非公務員型独立行政法人化等（行政改革会議において独立行政法人化の検討対象となった分野として）

### 【関係定員等】（参考）

797人

（平成17年度末の国土地理院の定員）

### 【定員純減に向けた検討の方向】

国土地理院の業務について、真に国家公務員をもって充てるべき業務とそれ以外とを精査し、後者については非公務員型独立行政法人へ移行すること。

測量事務について、原則全ての業務を対象に包括的民間委託を行うこと。包括的民間委託が困難なものがある場合には、当該業務の特定と最低限必要な人員の規模を明らかにすること。

## 自動車登録関係（国土交通省）

### 【事業概要】

自動車の新規登録、移転登録、変更登録、登録事項等証明書の交付等

### 【行政改革の重要方針等における政府方針の要点】（参考）

「行政改革の重要方針」の「総人件費改革の実行計画」

包括的・抜本的な民間委託等（規制改革・民間開放推進会議で民間開放が検討されている業務として）

「行政改革の重要方針」の「特別会計改革」

自賠責特会と平成 20 年度に統合し、無駄を排除。その後、業務の性質に応じ、一般会計への統合や独立行政法人化を検討

「規制改革・民間開放推進 3 か年計画（改定）」

関連業務の更なる民間開放の推進に関して検討

### 【関係定員等】（参考）

930人

（平成 17 年度末の運輸支局・自動車検査登録事務所等における自動車登録関係定員）

### 【定員純減に向けた検討の方向】

自動車登録業務の全てを対象に、包括的な民間委託の実施又は非公務員型独立行政法人へ移行すること。仮に、困難なものがある場合には、真に国家公務員をもって充てるべき業務とそれ以外とを精査し、後者の業務を特定するとともに、最低限必要な人員の規模を明らかにすること。

自動車保有関係手続のワンストップサービスが、平成 17 年 12 月から導入されている(20 年までに全国展開)が、関係手続の IT の活用によるスリム化を推進すること。

## 気象庁関係（国土交通省）

### 【事業概要】

気象、地象、水象の予報、警報、観測等に関する事務

### 【行政改革の重要方針等における政府方針の要点】（参考）

「行政改革の重要方針」の「総人件費改革の実行計画」

非公務員型独立行政法人化等（行政改革会議において独立行政法人化の検討対象となった分野として）

### 【関係定員等】（参考）

5,958人

（平成17年度末の気象庁の定員）

### 【定員純減に向けた検討の方向】

気象庁の業務について、真に国家公務員をもって充てるべき業務とそれ以外とを精査し、後者については非公務員型独立行政法人へ移行すること。

気象の予報、観測等の実施業務について、以下の観点から業務の実施体制を抜本的に見直し、定員の純減を図ること。

- 民間等他の主体による観測データの活用を進めることによって、気象庁が直接実施する観測の対象と範囲を見直し、重点化すること。
- 機械化・自動化など観測技術の発達を踏まえて観測体制と定員の見直しを行うこと。
- 観測機器等の高度化を踏まえ、気象庁の職員が直接実施している機器の保守・点検作業をやめて、包括的民間委託を行うこと。

## ハローワーク・労働保険（労災）関係（厚生労働省）

## 《ハローワーク関係》

## 【事業概要】

職業相談・職業紹介、求人情報の提供、雇用保険の給付 等

## 【行政改革の重要方針等における政府方針の要点】（参考）

「行政改革の重要方針」の「総人件費改革の実行計画」

包括的・抜本的な民間委託等

「行政改革の重要方針」の「特別会計改革」

雇用保険3事業は廃止も含め徹底的に見直し

## 【関係定員等】（参考）

12,164人

（平成17年度末の公共職業安定所の定員）

## 【当該部門の定員の計画的な削減に係る現行の減量・効率化方針】

18年度から5年間で30労働局管内で統廃合を実施し、少なくとも50署所内において整理合理化を行い、それに伴い100人を定員合理化（労働基準監督署・公共職業安定所の再編）

## 《労働保険（労災）関係》

## 【事業概要】

政府が管掌する労働者災害補償保険事業

## 【行政改革の重要方針等における政府方針の要点】（参考）

「行政改革の重要方針」の「総人件費改革の実行計画」

非公務員型独立行政法人化等（行政改革会議において独立行政法人化の検討対象となった分野として）

「行政改革の重要方針」の「特別会計改革」

原則純粋な保険給付事業に限るものとし、労働福祉事業は廃止も含め徹底的な見直し

## 【関係定員等】（参考）

5,121人

（都道府県労働局等の関係定員（雇用保険適用徴収部門と一部重複））

## 【当該部門の定員の計画的な削減に係る現行の減量・効率化方針】

18年度から5年間で30労働局管内で統廃合を実施し、少なくとも50署所内において整理合理化を行い、それに伴い100人を定員合理化（労働基準監督署・公共職業安定所の再編）



## 《ハローワーク・労働保険（労災）関係》

### 【定員純減に向けた検討の方向】

職業指導・紹介、職業相談について、原則全ての業務を対象に包括的民間委託を行うこと。包括的民間委託が困難なものがある場合には、当該業務の特定と最低限必要な人員の規模を明らかにすること。この場合、経済社会情勢の変化等を踏まえつつ、セーフティネットとして公務員が業務を実施する必要がある業務の対象・水準を明らかにすること。

上記の業務の包括的民間委託を前提とした場合、引き続き実施する必要がある関連業務の特定と最低限必要な人員の規模を明らかにすること。

労働保険の適用・徴収について、原則全ての業務を対象に包括的民間委託を行うこと。包括的民間委託が困難なものがある場合には、当該業務の特定と最低限必要な人員の規模を明らかにすること。

上記の業務の包括的民間委託を前提とした場合、引き続き実施する必要がある関連業務の特定と最低限必要な人員の規模を明らかにすること。

社会保険との適用・徴収業務の一元化による事務事業の見直しを行うこと。

次の点に留意しつつ、事務事業とその執行体制の抜本的な見直しを行うこと。

- 規制緩和等を踏まえつつ、労働局・労働基準監督署を含めた組織の見直し
- 定型的業務の完全外部化
- 情報システムの活用 等

雇用保険3事業及び労働福祉事業について、廃止も含めた徹底的な見直しを行うこととあわせて、それらの業務に関連する定員の見直しを行うこと。

（注）2月10日追加検討要請事項のうち、「労働保険（労災）関係」については、1月6日検討要請事項の「ハローワーク関係」と合わせて検討することとした。